

公 募 用

目 〇 〇 第 号
令和 年 月 日

様

〔使用者〕

目黒区長 青木 英二

目黒区行政財産目的外使用許可書

令和 年 月 日付けで申請のあった目黒区行政財産の目的外使用について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、下記により許可します。

記

項 目	内 容	
使 用 者	住 所	
	名 称	
	氏 名	
使用財産の表示	名 称	
	所 在	
	使用場所	
	使用面積	
	設置台数	
使 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
使 用 目 的		
使 用 料	円 (年額)	
そ の 他	裏面記載のとおり	

使用許可条件

(使用上の制限)

第1条 使用者は、使用財産を表面記載の使用目的以外の用途に供してはならない。

2 使用者は、使用財産について形質の変改をしてはならない。ただし、あらかじめ目黒区（以下「区」という。）から書面による承認を受けたときは、この限りではない。

3 使用者は、使用財産を第三者に使用させてはならない。

(善管注意義務)

第2条 使用者は、使用財産及び諸設備の維持管理等について、善良なる管理者の注意を怠ってはならない。

(使用料・延滞金及び使用料の不還付)

第3条 使用料は、区の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに指定する場所に納付しなければならない。

2 使用料を納付期限までに納付しない場合、目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第3条の規定に基づき、延滞金を徴収する。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(光熱水費等の負担)

第4条 使用者は、使用財産に付帯する電気・ガス・水道・電話等の諸設備の使用に必要な経費を全額負担しなければならない。

(使用許可の取消又は変更)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消又は変更することがある。

(1) 使用財産を区が公用又は公共用に供するため必要とするとき。

(2) 使用者が使用許可条件に違反したとき。 (3) 使用財産を区が売却するとき。

(4) 使用者が「自動販売機（飲料水）設置事業者募集要項」の応募資格を失ったとき。

2 使用者が使用許可の内容を変更する場合は、変更日の1か月前までに変更の申請をしなければならない。

(原状回復)

第6条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、ただちに使用財産を自己の責任及び負担により原状に回復して返還しなければならない。また、この場合、使用者は一切の補償を区に請求することができない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、区が執行し、その費用を徴収する。

(損害賠償)

第7条 使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用者がこの使用許可書に定める義務を履行しないため区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第8条 使用者は、使用財産について支出した有益費・必要費その他の費用を区に請求することはできない。

(売上額等の報告)

第9条 使用者は、自動販売機別、品目別に販売個数及び売上額等（預かり金及び消費税含む）を毎月末に集計し、翌月5日までに報告するとともに、年度終了時に年間の販売個数及び売上金額を目黒区指定の様式により報告しなければならない。

(実地検査等)

第10条 区において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

(不服申立て等の教示)

第11条 この使用許可（使用料に係る部分を除く。）について不服があるときは、この使用許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に目黒区長に対して異議申立てを、6か月以内に目黒区を被告（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となる。）として取消しの訴えを提起することができる。

2 この使用許可（使用料に係る部分に限る。）について不服があるときは、この使用許可書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に目黒区長に対して異議申立てをすることができる。

3 前項の異議申立てについての決定に不服があるときは、その決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に目黒区を被告（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となる。）として取消しの訴えを提起することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ないで目黒区を被告として取消しの訴えの提起をすることができる。

(1) 異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(疑義の決定)

第12条 この使用許可について疑義のあるとき、又は使用財産の使用等について疑義が生じたときは、すべて区の決定するところによる。